

（仮称）自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の骨子

目的

自転車の安全で適正な利用の普及啓発に関する施策を推進することで、自転車利用者の交通安全の確保及び交通安全意識の向上、自転車事故による被害者の保護を図る

市

- 自転車の安全で適正な利用について、市民に対して**教育及び啓発の実施**（太字は義務。以下同）
- 自転車の安全利用に関する活動を行う者に対して、**取組を支援**
- 自転車安全利用推進強化地区（中学校区単位）の指定

市民（居住・滞在・通過する者）

自転車利用者

自分を守る

- ヘルメット着用
- 反射器材の装着

みんなを守る

- 法令等の遵守
（歩行者の保護、酒気帯び・傘さし・携帯電話等操作・大音量の音楽を聴きながらの運転禁止、前照灯等の点灯ほか）
- 自転車損害賠償保険等の加入

自転車を守る

- 自転車を安全に走行させるための点検・整備

運転者

- 自転車が車両であることを認識し、ともに安全に通行できるように配慮する

保護者

- 監護する未成年者に対して、自転車の安全で適正に利用するよう教育・指導
- 未成年者に対し、乗車用ヘルメットの着用や自転車の点検・整備
- 監護する未成年者が自転車を利用するとき、**自転車等損害賠償保険等に加入する**

市民

- 自転車の安全で適正な利用について、理解を深める

小売事業者等

自転車の購入者に対する取組

- 自転車利用者及び保護者の責務の周知
- 安全性の向上が図られた自転車の利用を促進、販売（貸出）
- 自転車の安全で適正な利用についての啓発の推進
- 乗車用ヘルメットの着用の促進、点検・整備についての情報提供及び助言
- 自転車損害賠償保険等の加入に関する情報提供及び助言（保険等を付した自転車を貸出）

事業者

- 自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全利用の研修の実施や自転車損害賠償保険等に加入するように勧奨
- 事業活動のために従業員に自転車を利用させるときは、乗車用ヘルメットの着用の推進、自転車の点検・整備及び自転車損害賠償保険等に加入

学校

- 学校の長は、児童、生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用をはじめ自転車の安全利用の教育・指導などの実施を推進
- 保護者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認、情報提供